

鳥取縣公報

本書ノ六キサハ國定規格A五判

昭和二十六年三月二十七日

規則

◇鳥取縣規則第十五号

昭和二十五年六月鳥取縣規則第四十二号鳥取縣會計規則の一部を次のように改正する。

昭和二十六年三月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣會計規則中改正規則

第七條第三項中「通知しなければならない」を「通知し

新旧物品出納員は備品引継書を出納長に提出しなければならない」に改める。

第三十條第一項に次の但書を加える。

但し收支命令者において過納、誤納の事實を發見したときは、納人の請求をまたず払戻しをすることができ

る。

第四十條中「各債主」とあるを「所屬縣金庫」に改める。
第四十二條中「歳出金支払通知書（第十九号）」を直接交付するときは、交付簿（第二十号）に捺印せしめなければならぬ」を削り、「その領收証書を徵し」の下に「なければならない」を加える。

第一百一十七條第一項に次の一号を加える。

三、その他不用の物品で見積価格五千円以下のもの。

同條第二項中「にして見積価格五千円以上のもの」を削る。

第一百三十九條中「歳入歳外出現金払戻し通知書（第三十三号）」その他の者には」を「歳入歳外出現金払渡通知書（第三十三号）」を發して所屬縣金庫に送付しその他のものは」に改める。

第一百七十三條を次のように改める。

縣金庫は送金を要する支払通知（第十七号）及び同一

支出科目より数人の債主に支払を要する支払通知（第十七号、第十八号）並びに歳出金支払通知書（第十九号）を受けたときは各々照合の上領收証書（第四十三号）を出納長、又は縣出納員に送付するどもに歳出金支払通知書（第十九号）は確実な方法により速かに各債主に送達しなければならない。

第一百八十四條を次のように改める。
縣金庫は送金をする払戻通知書（第三十二号）及び歳入歳出外現金払渡通知書（第三十三号）を受けたときは各々照合の上領收証書を出納長又は縣出納員に送付するともに、歳入歳出外現金払渡通知書（第三十三号）は確実な方法により速かに各債主に送達しなければならない。

第二百一條中「物品出納員、縣出納員及び各牌長」を「物品出納員及び各牌長」に、「消耗品交付簿（第七十五号）を設け」を「消耗品交付簿（第七十五号）を設け」に改める。

昭和二十五年六月鳥取縣訓令甲第九号鳥取縣會計規則に規定する書類及び帳簿の様式の一部を次のように改正し昭和二十六年四月一日から施行する。

昭和二十六年三月二十七日
鳥取縣知事 西尾愛治
縣 支 納 命 令
出 部 長 者
各 员 長
金 庫

様式第十一号、様式第十八号、様式第三十五号、様式第三十八号、様式第三十九号、様式第四十一号、様式第七十四号を次のように改める。

この規則は昭和二十六年四月一日から施行する。

◇鳥取縣訓令甲第七号
訓
令

様式第十二号

授業料納額告知書 (用紙縦二百六十五ミリメートル 横百八十八ミリメートル)

第 号	納 額	告 知 書	第 学 年	組	使 用 料													
					昭 和	年 度	使 用 料 及 び 手 数 料	使 用 料	授 業 料	金	円	錢	金	円	錢	金	円	錢
毎月十日までとする。	鳥取縣立学校長氏	摘要	(何年何月何日) 入校につき(何年何月何日) 退校につき(何年何月何日) 徵收(徴收)		五月分	六月分	七月分	八月分	九月分	十月分	十一月分	十二月分	一月分	二月分	三月分	領收済通知書	領收証書	縣金庫收納証票
備考一、この納額告知書は納期前生徒に交付し、生徒はこれに現金を添え指定金庫へ納付すること。 二、縣金庫は領收書に領收印を捺印の上生徒に交付し、縣金庫收納証票は縣金庫へ保管し納額告知書は校長に送付すること。 三、縣金庫收納証票には各學校の署名(仮令鳥取西、米子東高等)を記入すること。	金庫印	金庫印	以下これに倣う	昭和年四月分	昭和年四月分	昭和年四月分	昭和年四月分	昭和年四月分	昭和年四月分	昭和年四月分	昭和年四月分	昭和年四月分	昭和年四月分	昭和年四月分	領收済通知書	領收証書	縣金庫收納証票	
領收年月日	領收年月日	領收年月日	領收年月日	領收年月日	領收年月日	領收年月日	領收年月日	領收年月日	領收年月日	領收年月日	領收年月日	領收年月日	領收年月日	領收年月日	領收年月日	領收年月日		
金庫印	金庫印	金庫印	金庫印	金庫印	金庫印	金庫印	金庫印	金庫印	金庫印	金庫印	金庫印	金庫印	金庫印	金庫印	金庫印	金庫印		
何校	何校	何校	何校	何校	何校	何校	何校	何校	何校	何校	何校	何校	何校	何校	何校	何校		
何某納	何某納	何某納	何某納	何某納	何某納	何某納	何某納	何某納	何某納	何某納	何某納	何某納	何某納	何某納	何某納	何某納		
領收年月日	領收年月日	領收年月日	領收年月日	領收年月日	領收年月日	領收年月日	領收年月日	領收年月日	領收年月日	領收年月日	領收年月日	領收年月日	領收年月日	領收年月日	領收年月日	領收年月日		

様式第三十八号

物品返納簿

品名	年返月日 納 呼 称 受 入 (購入、 換入) 年 月 日	摘要 量 數 量	職 民 氏 名 者 受 領 印

物品
出納

年月日 出納 長宛	年月日 返納事由	格 価	年月日 受入(購入、 換入)数量	品名

物品出納簿記帳済(取扱者)

00398

様式第三十九号

年月日
返納書

年返月日 納 呼 称 受 入 (購入、 換入) 年 月 日	摘要 量 數 量	職 民 氏 名 者 受 領 印

鳥取縣出納長宛

左記物品返納します。

備考 返納の場合は返納年月日、数量を朱書きすること。

様式第七十四号

備品整理簿(出納員を命ぜられた吏員)

品名	年貸与月日 呼 称	摘要 数量	摘要 要 取 扱 印	借受者職氏名 印

様式第四十一号(B)列五号

備品貸与簿

(出納長及び縣出納員)

00399

◆鳥取縣告示第四川十回印

西伯郡向徳村四ヶ村堰普通水利組合を向徳村四ヶ村堰土地改良区へ組織変更するに付いて昭和十六年三月二十一日認可した。

昭和十六年三月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第四川十四回印

五ヶ井手普通水利組合（日野郡八郷村）を五ヶ井手土地改良区へ組織変更するに付いて昭和十六年三月二十一日認可した。

昭和十六年三月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和十六年三月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

買收令書交付不能一覽表

記号番号	所有者氏名 又は名稱	住 所	農地の所在	面 積	報償金	買收期日	現金払
賀野ろ126	遠藤作次郎	日野郡溝口町谷川	日野郡溝口町	371.52	22.7.2	371.52	

◆鳥取縣告示第四川十五回印

自作農創設特別措置法（昭和十六年法律第四十二号）第三條及び第四十條の二の規定により、昭和十六年七月一日及び昭和二十五年十一月一日をもつて買收した農地等及び牧野の所有者の中買收令書を交付する事ができなるものと、同法第九條第一項但書の規定により次の如く公示する。

なお地番、地図、面積等の詳細については関係書類を縣農地課に備え置く。

昭和十六年三月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

成器ろ4301	谷口 高夫	岩美郡成器村上地	岩美郡成器村	519.60	142.89	25.12.2	662
" 4302	霜村 弁藏	"	"	102.40	28.16	"	181
" 4303	霜村太郎吉	"	"	284.80	78.32	"	363
" 4304	谷口 健治	"	"	1.193.28	328.64	"	1.522
" 4305	霜村 たけ	"	"	1.92	56	"	2
" 4306	中島 信治	"	上荒舟	726.00	199.65	"	926
" 4307	田中 慶藏	"	荒舟	950.40	261.36	"	1.212
" 4308	山崎 定吉	"	山崎	50.88	14.84	"	66
蒲生れ4301	井本 本茂 井本 公雄	蒲生村蒲生	蒲生村	144.00	39.60	"	184
大伊れ4301	山本 カメ	八頭郡大伊村殿	八頭郡大伊村	91.20	25.08	"	116
西鄉れ4302	林 源次郎	西郷村小河内	西郷村	2.40	70	"	3
" 4303	有本 権吉	" 小畑	"	87.84	25.62	"	113
" 4304	橋本宇三郎	" 北	"	44.16	12.88	"	57
" 4310	有田恒太郎	"	"	407.92	112.45	"	520
" 4311	有本 文藏	佐治村津無	"	76.80	"	"	77
" 4312	今島多治郎	" 国中村万代寺	"	48	"	"	1
散岐れ4303	中村 つね	散岐村佐賀	散岐村	332.80	91.52	"	424
東郷れ4304	山下 実治	氣高郡東郷村高路	氣高郡東郷村	284.88	79.07	"	364

00402

鹿野丸4301	谷川 義夫	"	宍木村常松	"	鹿野町	160.00	"	160
長瀬丸4301	日置 秀雄	"					"	298
" 4302	勝部菊太郎				東伯郡長瀬村	297.99	"	
" 4303	竹沢 仲藏	"			大坂市東淀川区塚本町 一丁目	143.62	"	144
" 4306	河本 敏藏	"			"	430.00	"	430
" 4307	福井安太郎				東京都立川市柴崎町	"	"	18
" 4309	山田 定傳				東伯郡下北條村松神	"	"	150
" 4310	沢 善吉	"			西郷村上余戸	218.16	"	218
" 4313	竹村 伴三	"			"	18.06	"	59
花見丸4303	榎 美藏	"	花見村長和田	"	花見村	89.44	"	89
" 4304	長 健 寺	"			"	172.86	"	172
" 4308	岡本邦太郎	"			門田	"	"	163
" 4313	垣内 春夫	"			"	163.40	"	5
下北條丸4311	鈴木 康三	"			埴見	"	"	1.761
" 4312	小笛 いま	"			"	5.16	"	285
柴丸4301	南場 正義				下北條村	1.760.86	"	
" 4302	倉光 勝男	"			"	285.09	"	
" 4303	村岡 従吾	"			東伯郡大誠村六尾	62.88	"	63
					"	浦安町浦安	"	883
					"	882.80	"	
					"	752.00	"	752

00403

" 4304	大谷 定憲		尼崎市浜田崇徳院	"		1.047.20	"	1.047
" 4305	杉谷 広海		東伯郡柴村西高尾	"		435.36	126.98	562
" 4306	村岡 信寛	"	上種	"		1.147.60	315.59	1.463
" 4307	市下 益重	"	下種	"		67.68	19.74	87
" 4308	斎尾 徹	"		"		240.00	66.00	306
" 4309	渡辺 長夫	"		"		987.20	257.73	1.195
" 4310	市下 豊	"		"		48.00	13.20	61
" 4311	鈴木 賢造	"		"		85.44	24.92	110
" 4312	渡辺 文吉	"		"		260.80	71.72	383
" 4313	山林 友市	"	龜谷	"		4.80	1.32	6
" 4314	田中 福松	"		"		55.20	16.10	71
" 4315	深水 敏代	"		"		2,720.80	748.22	3,469
" 4316	山本 吉蔵	"		"		2,786.80	766.37	3,553
赤崎丸4306	森田 龜藏	"	赤崎町	"	米子市西福原	697.60	191.84	889
" 4304	本生芳三郎				"	米子市福生地区	149.52	150
崎津丸4301	本生 保春	"			"	383.40	"	383
足立 信長	西伯郡富益村				"	144.96	"	145
上道丸4301	岡仲 幸一	"	境町朝日町	"	上道村	122.00	"	122

00494

" 4302	堀田 利治	"	相生町	"	178.00	"	178
" 4303	種 茂	米子市四日市町	"	天津村	305.97	"	306
賀野れ4302	岩指まさよ	西伯郡賀野村御内谷	"	賀野村	322.40	"	322
" 4309	吉持 万吉	"	手間村宮前	"	698.40	"	698
" 4310	加藤 亮	"	賀野村鶴田	"	842.40	"	842
" 4312	野口定五郎	"	賀野村鶴田	"	37.20	"	37
大幡れ4301	室田 實夫	"	大幡村吉定	"	大幡村 1,245.60	"	1,246
巖村れ4301	本生 保春	米子市西福原	"	巖村	795.36	"	795
日野上れ4301	田中儀太郎	大飯市東成区 深江中五丁目22	"	日野郡日野上村	4,256.96	"	4,257
(被) 光徳れ4301	逢坂 村	西伯郡逢坂村	"	西伯郡光徳村	2,005.98	"	2,006

鳥取縣選舉管理委員會報告

◆鳥取縣選舉管理委員會報告第十一號

政治資金規正法第十三條第一項第一号の規定による提出のねつた選舉に關しなされた寄附及びその他の收入並びに支出の報告書(鳥取市長選舉に關するものや昭和二十六年一月十八日迄の第一回分)の要旨は次の通りである。

昭和二十六年三月二十七日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 勝

00495

政党、協会その他の團体の收支に關する報告書要旨

I、種類 政治資金規正法第十三條の規定による報告書

II、期間 自昭和二十六年二月一日(昭和二十六年一月十五日執行の
至二月十八日(鳥取市長選舉に關する第一回報告分))

III、報告書の要旨

政党、協会その他の團体名	寄附及び 収入以上 の寄 附の 総件 数	支 出の 件 数	支 出 額	支 出 件 数	支 出 額	報告書受 理年月日	報告書受 理年月日
						一千円 以上	五百 円以上
鳥取縣農業團體協議会	一	一	一	一	一	一	昭和二十六、二、一八
日本社會黨鳥取縣支部連合会(鳥取支部)	一	一	一	一	一	一	二、七
日農鳥取縣連合会	一	一	一	一	一	一	二、一八
鳥取縣東部地區連合会	一	一	一	一	一	一	二、一八

IV、主要な寄附者及び支出

(一) 寄附者 該当事項なし

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第十一號

政治資金規正法第十三條第一項第一号の規定により提出のねつた選舉に關しなされた寄附及びその他の收入並びに支

出の報告書（鳥取市長選舉に関するもので昭和二十六年二月二十五迄の第二回分）の要旨は次の通りである。

昭和二十六年三月二十七日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

一、種類 政治資金規正法第十三條の規定による報告書要旨

二、期間 自昭和二十六年二月十九日 至昭和二十六年二月二十五日（昭和二十六年二月二十五日執行の報告書受理月日）

三、報告書の要旨

政党、協会その他の團体名	寄附及び收入以上の寄附の総件数	又は寄附の総額	報告書受理月日
鳥取縣医政連盟	1 1 1 1	1 1 1 1	昭和二六、二、二六
鳥取縣農業團體協議會	1 1 1 1	1 1 1 1	二、二八
日農鳥取縣連合會	1 1 1 1	1 1 1 1	
鳥取縣東部地區連合會	1 1 1 1	1 1 1 1	
鳥取縣西部地區連合會	1 1 1 1	1 1 1 1	

四、主要な寄附者及び支出
（二）支寄附者 該当事項なし

（一）支寄附者 該当事項なし

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第十三号

政治資金規正法第十三條第一項第三号の規定により提出のあつた選舉に關しなされた寄附及びその他の收入並びに支出の報告書（鳥取市長決選投票に關するもので昭和二十六年三月十一日迄の精算分）の要旨は次の通り。

昭和二十六年三月二十七日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

政党、協会その他の團体名 政党、協会その他の團体の收支に關する報告書要旨

一、種類 政治資金規正法第十三條の規定による報告書

二、期間 自昭和二十六年二月十九日 至昭和二十六年三月十一日（昭和二十六年三月十一日執行の報告書受理月日）

三、報告書の要旨

政党、協会その他の團体名

鳥取縣医政連盟	又は寄附の総件数	寄附の総額	又は寄附の総件数	寄附の総額
日本社會黨鳥取縣支部連合會鳥取縣支部	1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1
自由黨鳥取縣支部	1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1
鳥取縣支部因幡部會	1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1
" " "	昭和二六、三、一四	" " "	三、一三	三、一二

報告書受理年月日

00408

四、主要な寄附者及び支出

(一) 寄附者 該当事項なし

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第十四号

第十八回委員会を次のとおり招集する。

昭和二十六年三月二十七日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上

根 政 幸

一、招集の日時 昭和二十六年三月二十八日午後一時

二、招集の場所 鳥取縣厅

一、議案

- 1、昭和二十六年四月三十日執行の鳥取縣の議會議員及び知事の同時選舉に際し必要な諸事項
- 2、法令改正に伴う改正規則の制定

昭和二十六年三月二十七日印刷
昭和二十六年三月二十七日發行
鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日)
(第三種郵便物認可)
印 刷 行 烏 取 県 烏 取 市 東 町
刷 所 烏 取 県 烏 取 市 東 町
印 刷 所 烏 取 県 印 刷 所